

◎裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律

一部を改正する法律

(平成二四年八月三日法律第五四号)

一、提案理由(平成二三年二月二日・衆議院法務委員会)

○平岡国務大臣 裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講ずるものでありまして、その内容は、最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができるようにするものであります。

以上が、裁判所法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

す。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二四年六月八日)

○小林興起君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講ずるものであります。

本案は、第七十九回国会に提出され、継続審査に付されていたものであります。

今国会では、去る一月二十四日本委員会に付託され、三月十六日、提案理由の説明の聴取を省略した後、本案に対し、公明党から、原案の全部を修正し、司法修習生に対し給与を支給する制度を二年間延長することとし、その間に法曹の養成に関する制度について検討を加えること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、二十三日には参考人から意見を聴取しました。

六月一日、本案に対し、民主党・無所属クラブから、原案の

全部を修正し、修習資金の貸与については原案と同様とする。ともに、法曹の養成に関する制度について、この法律の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、公明党提出に係る修正案について内閣の意見を聴取しました。

次いで、原案及び両修正案を一括して質疑を行い、同日、質疑を終局し、討論、採決の結果、公明党提出に係る修正案は賛成少数をもって否決され、民主党・無所属クラブ提出に係る修正案は賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

また、本日、本案及び両修正案に関し自由民主党・無所属の委員から発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年六月一日)

○辻委員 たいま議題となりました裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

司法修習生に対する経済的支援については、昨年十月末まで

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

の給費制の延長措置が終了し、昨年十一月より、修習資金を貸与する制度が適用されているところでありまして、本修正案は、この制度について、政府原案と同様に裁判所法の一部を改正し、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講じております。

他方で、法曹の養成を取り巻く現在の状況を見ますと、司法修習を終えた者の社会のさまざまな分野への進出が進んでいないほか、法科大学院志望者数の減少、司法試験合格率の低迷等の状況が生じており、法曹の養成に関する制度全体について速やかに見直しを行うことが急務となっております。

本修正案は、このような状況に鑑み、新たに、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、当初予定された平成二十五年四月以降を待たず、この法律の施行後一年以内に学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとしております。また、裁判所法の一部を改正し、修習資金を貸与する制度については、この検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置づけを踏まえつつ、検討が行われるべきものとしております。

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律

一九四

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二四年六月一日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律附則第二条の規定による合議制の組織は、閣議決定に基づくものとし、従前の検討体制をより強力にし、かつ、法科大学院及び法曹関係者以外の多様な意見も反映されるよう整備すること。

二 一の合議制の組織においては、法科大学院志願者数の減少、司法試験合格率の低迷等の法曹養成制度の問題状況を踏まえ、その原因を探究の上、法科大学院における適正な定員の在り方や司法試験の受験の在り方を含め、質の高い法曹を養成するための法曹養成制度全体についての検討を加えた結果を一年以内に取りまとめ、政府においては、講ずべき措置の内容及び時期を直ちに明示することとする。

三 二の検討に当たっては、以下の点に特段の配慮をすること。

1 法科大学院教育、司法試験及び司法修習等の法曹の養成

に関する法律の一部を改正す
に關する各課程の役割と相互の連携を十分に踏まえたものとする。

2 我が国の司法を支える法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成するために、法曹に多様かつ有為な人材を確保するという観点から、法曹を目指す者の経済的・時間的な負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること。

3 司法修習生に対する経済的支援については、司法修習生の修習専念義務の在り方等多様な観点から検討し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

三、参議院法務委員長報告(平成二四年七月二七日)

○西田実仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講じようとする内容で提出され、衆議院においてその全部が修正されたものであります。

修正により追加された主な内容は、第一に、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、この法律の施行後一年以内に学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする事、第二に、裁判所法の一部を改正し、修習資金を貸与する制度については、法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする事であります。

委員会におきましては、法科大学院の教育の充実と修習制度の在り方、給費制の復活とその週及適用の検討、修習生の修習専念義務と兼業禁止の合理性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 法律第五四号は、当初「裁判所法の一部を改正する法律案」として提出されたが、衆議院で題名が修正された。

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律